

ばならないことを明示していることになる。

2 貨物の運送につき特別な責務の条件を荷送人から求められないとき。

鉄道は一般運送人に比較してとくに重い責任を負っているのであって、個々の運送において特別な責務を負うことは困難の場合があり、また不特定多数の者を相手としており、これが取扱いは平等の条件の下に行わなければならないので、特定の場合にかぎって特別な責務を負うことは、右平等取扱の原則に反することとなるから、かかる場合は運送の引受けを拒絶することができることになっているのである。

3 運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反しないとき。

荷送人が法令規則を守るべきことは第1項で規定したとおりであるが、そのみでは十分でなく、運送という事実行為が法令の規定で制限されている場合、またはそれ自身が公序良俗に反する場合もまた、運送の引受けを拒絶し得ることとなっているのである。

4 貨物が成規によりその線路における運送に適するとき。鉄道の設備は貨物の長さ、高さ、幅、容積または重量についておのずから一定の限度を必要とするものであるから、成規により運送に適するものすなわち法令上、技術上その運送線路における安全な運送に適することを要することが条件となるのである。

5 天災事変その他やむを得ない事由に基因した運送上の支障がないとき。

この事由は相当広範囲に解せられるもので、貨物が輻輳（ふくそう）して相当の期間内に運送を完了し得ない場合等も含まれるものと解されている。

鉄道営業法第6条は、同法第18条の2によって鉄道と通し運送をする場合における船舶・軌道・自動車または索道による運送にも準用されることになっており、また軌道運輸規程第5条で軌道による運送についても準用されている。

上述した5つの条件を具備している場合においては、鉄道は原則として運送の引受けを拒絶することはできないことになっているが、鉄道営業法はつぎの事項について例外的規定を設け、運送の拒絶をすることができることになっている。

1 火薬類その他爆発質危険品は、鉄道がその運送をなすべき旨を公告したとき以外の場合（同法第5条）。

2 特別の設備を要する貨物の運送についてその設備のないとき（同法第7条）。

3 伝染病患者が旅行する場合に主務大臣が定めた伝染病患者鉄道乗車規程によらないとき（同法第4条1項）。

4 重病者が乗車する場合に付添人がいないとき（同法第4条2項）。

自動車運送事業の場合においては道路運送法第15条で、通運事業の場合においては通運事業法第17条で、鉄道の場合とほぼ同様な事項を規定している。なおこの種の規定は電気事業、ガス事業については公益事業令第53条、倉庫事業については倉庫法第5条にも見出される。（小林倉雄）

うんそうけいやく 運送契約

1 意義

人または物品の運送の引受けを目的とする契約をいう。商法上における運送契約は、その行為が営業的商行為であることを必要とし、かつもっぱら賃金を得るため労務に服することを目的とするものである場合は除外されている（商法第502条）から、一般に運送契約とは運送人または船舶所有者、船舶賃借人

等が締結する運送の引受契約をさすこととなり、運送人、船舶所有者、船舶賃借人等が営業として人または物品の運送をすることを引受け、これに対して相手方が相当の報酬を支払うことを本質とするものである。

運送契約は上記のような本質を有しているのであるから、その性質は原則として有償契約であり、かつ双務契約でもある。しかし報酬を支払うことが必ずしも契約成立の要件ではないから無償の運送契約も存在し得る。また運送契約は原則として、当事者の意思表示が合致すれば成立するものであるから諾成契約でもある。したがって運送品の受取、運送状の交付、旅客の乗車等はその成立の要件とはならない。鉄道運送においては鉄道営業法第15条、鉄道運輸規程第54条で運賃の先払いを規定し、同法第8条で運送品の受取義務を規定しているが、前者は運賃の支払い時期を定めたものであり、後者は契約成立後の義務を定めたものであって、契約の成立の要件を規定したのではない。しかし諸外国においては必ずしも諾成契約であるとはかぎられないで、ベルン協約におけるように運送品の引渡しを要件とするいわゆる践成契約である場合もある。

運送契約は運送をすることを引受ける契約であって、民法上のいかなる契約に属するかという点、委任契約説と請負契約説とがあるが、運送契約は運送という仕事の完成を目的とするものであるから前者には属しないし、また運送契約は無償の場合もあり得るし、さらにまた運送業者からは原則として契約を解除することができないから、後者にも属しないものとみられている。そこで民法上は一種の無名契約であるとみられるが、その性質は仕事の完成を目的としているものであるから、請負契約的性質をおびており、商法その他の特別法に規定されていない事項は、民法請負に関する規定が類推適用されるものと解される。

2 種類

運送契約は運送が行われる場所によって陸上運送契約、空中運送契約、海上運送契約に分れ、さらに運送の目的物が人であるか物品であるかによって、旅客運送契約と物品運送契約とに分れる。旅客の旅行に必要な物品すなわち手荷物は物品であるが、旅客運送を前提としているものであるから商法においては旅客運送中にこれを含めている。

3 当事者

運送契約は運送人または船舶所有者、船舶賃借人等が人または物品の運送を引受けるものであるから、その当事者は運送人、船舶所有者、船舶賃借人等と運送の委託者とである。物品運送契約の場合においては運送の委託者は荷送人であって、真荷主や荷受人、貨物引換証の所持人等は当事者ではない。しかし荷受人と貨物引換証の所持人は所定の条件のもとに、荷送人と同様の運送契約上の権利を得、義務を負うことになる。

旅客運送契約の委託者は、運送される旅客が当事者となるのが常態であるが、契約の当事者が旅行する者であることを必要としないから、団体旅客のようにほかの者が契約を締結して当事者となることもあり得る。

4 効力

運送契約の当事者である運送人または船舶所有者、船舶賃借人等は、人または物品の運送を引受けることとなるのであるから (1) 運送品を受取り (2) 荷送人の請求があるときは貨物引換証または船荷証券を交付し (3) 受取った運送品または旅客を目的地に運送し (4) また受取った運送品を善良な管理者の注意をもって保管し (5) 荷送人や貨物引換証の所持人の指図にもとづいて運送の中止・返還、荷受人または到達地の変更、